

[育成環境課關係]

平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p>	<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21文科生第 ※ 号 雇児発 ※ 第 ※ 号 平成22年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>文部科学省生涯学習政策局長</p>	<p>文部科学省生涯学習政策局長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p>	<p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p>
<p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>	<p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>

改 正 案	現 行
<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>
<p>別 紙 現行のとおり (略)</p>	<p>別 紙 (略)</p>
<p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p>	<p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p>
<p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p>	<p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p>
<p>I 放課後児童健全育成事業</p>	<p>I 放課後児童健全育成事業</p>
<p>1 趣 旨 現行のとおり (略)</p>	<p>1 趣 旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 現行のとおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、社会福祉法人その他の者(以下「市町村等」という。)とする。</p>
<p>3 対象児童 現行のとおり (略)</p>	<p>3 対象児童 本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要</p>

改 正 案	現 行
<p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) ~ (2) 現行のとおり (略)</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4) 現行のとおり (略)</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>	<p>する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。</p> <p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。</p> <p>(2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。</p> <p>なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>

改 正 案	現 行
<p>轉換に努めること。 <u>(削除)</u></p> <p>(6) ~ (13)</p> <p>現行のとおり (略)</p>	<p>轉換に努めること。 <u>(ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。)</u></p> <p>(6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</p> <p>(7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。</p> <p>(8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。</p> <p>(9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに、法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。</p> <p>(10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</p> <p>(11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。</p> <p>また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。</p> <p>(12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。</p> <p>(13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等</p>

改 正 案

現 行

5 事業の内容
 現行のとおり (略)

6 留意事項
 現行のとおり (略)

7 費 用
 現行のとおり (略)

により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容
 本事業は、次の内容・機能を有するものとする。こと。
 (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
 (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
 (3) 放課後児童の活動状況の把握
 (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
 (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
 (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
 (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項
 (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
 (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費 用
 (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

改 正 案

現 行

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

現行のとおり（略）

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

現行のとおり（略）

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を実施するために必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

現行のとおり（略）

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

改 正 案	現 行
<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、</p> <p>ア 既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合</p> <p>イ (2)の事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)第14条1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合の設備等の更新</p> <p>ウ (2)の事業について、受入児童数の増により、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備(備品の購入等)については、この限りでないこと。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p>	<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p>
<p>5 費 用</p> <p>現行のとおり(略)</p>	<p>5 費 用</p> <p>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改 正 案

現 行

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

現行のとおり (略)

2 実施主体

現行のとおり (略)

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業を実施するために放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が

改正案

現行

(削除)

(2) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

(3) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。

① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣

必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

(4) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。

① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣

改 正 案

して配置

- ② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- ③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

- (1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。
- (2) 3の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。
- (3) 3の(3)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費 用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）

現 行

して配置

- ② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- ③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

- (1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。
- (2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。
- (3) 3の(4)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費 用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）

改 正 案

現 行

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

現行のとおり（略）

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。

5 留意事項

- (1) 放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課

改 正 案	現 行
	<p>後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。</p> <p>(2) 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応指導員の資質の向上に努めること。</p> <p>6 費 用</p> <p>都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21文科生第※号 厚生労働省発雇児※第※号 平成22年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>

改 正 案	現 行
<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>	<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>

改 正 案

現 行

別 表

別 表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 $\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 $\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 $\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 $\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 $\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日} \text{までの} 250\text{日} \text{を超える日数}$</p> <p>⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $215,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $97,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}$</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 $\frac{995,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 $\frac{1,630,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)当たり年額 $\frac{2,426,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{3,222,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日} \text{までの} 250\text{日} \text{を超える日数}$</p> <p>⑥ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $202,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $91,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}$</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

改 正 案			現 行		
	<p>(2) 特例分 (開設日数 200~249日)</p> <p>① 1クラブ (年間平均児童数20人以上) 当たり年額 <u>1,814,000円</u> × か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) 215,000円 × 「18時を越える時 間」の年間平均時間数</p>			<p>(2) 特例分 (開設日数 200~249日)</p> <p>① 1クラブ (年間平均児童数20人以上) 当たり年額 <u>1,651,000円</u> × か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) 202,000円 × 「18時を越える時 間」の年間平均時間数</p>	
	2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 <u>463,000円</u> × 事業数 (削除)	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 454,000円 × 事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 <u>750,000円</u> (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 <u>1,421,000円</u> × か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
	(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 <u>1,472,000円</u> × か所数				
放課後児童指導員等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

改 正 案

現 行

別表3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業 現行のとおり (略)

②放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~45人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

d 国庫補助事業計画書(児童数46~55人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

e 国庫補助事業計画書(児童数56~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

f 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

g 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人				
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、休日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。

3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。

(注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

別表3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)

②放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

d 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間 (時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		人	人	人	
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 国庫補助事業計画書 総括表(a~kの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g		a~g 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	/
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間		
	長期休暇分	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分限を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

		実施か所数							開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	/
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間		
	長期休暇分	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案	現 行																																																																																																												
<p>③ 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">実施市名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置 主体</th> <th style="width:10%;">運営 主体</th> <th style="width:10%;">新規・既存 クラブ別</th> <th style="width:10%;">既存クラブ のうち、更 新・追加別</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> <th style="text-align: center;">⑥</th> <th style="text-align: center;">⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新規・既存</td><td>更新・追加</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">か所 公私</td> <td style="text-align: center;">か所 公私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。</p> <p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)</p>	実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加		合計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/	<p>③ 放課後子ども環境整備事業費 (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">実施市名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置 主体</th> <th style="width:10%;">運営 主体</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">か所 公私</td> <td style="text-align: center;">か所 公私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。</p> <p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p>	実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤																															合計		か所 公私	か所 公私	/
実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容																																																																																																							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦																																																																																																							
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
				新規・既存	更新・追加																																																																																																								
合計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																							
実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	購入備品等の内容																																																																																																									
①	②	③	④	⑤																																																																																																									
合計		か所 公私	か所 公私	/																																																																																																									

改 正 案

現 行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり（略）

（削除）

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 （略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

（注）事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

（略）

d 障害児受入推進事業

（略）

改 正 案

現 行

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり(略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

d 国庫補助事業計画書(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

e 国庫補助事業計画書(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

f 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

g 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時間) 長期休業日等 (時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所			
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所			
合計 (市町村)	クラブ		時間		人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注4)「利用者に対するニーズ調査」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、男女に利用希望を照会すること。2. 期間(土曜日、日曜日、休日、夏休み等)ごとの利用を照会すること。3. 事業実施年度における利用希望を照会すること。

(注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上での開設を希望する児童数を記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、児童数のうち、250日以上での開設を希望する児童数の割合を記入すること。

(注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

d 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時間) 長期休業日等 (時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所			
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 (時間)		人	人	人				
小計	クラブ		時間		人	人	人	か所			
合計 (市町村)	クラブ		時間		人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 国庫補助事業計画書 総括表(a~gの計)

		実施か所数									開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	a~g 合計	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
()	()	()	

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

		実施か所数							開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
()	()	()	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案

現 行

② 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)

② 放課後子ども環境整備事業費 (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更新・追加別	購入備品等の内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
合計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	購入備品等の内容
①	②	③	④	⑤
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
合計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)

改正案

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり (略)

(削除)

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり (略)

c 障害児受入推進事業

現行のとおり (略)

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

d 障害児受入推進事業

(略)

改正案

現行

(3) 南村分
- 放課後児童健全育成事業等

区分	児童数				事業種別	実施期間	実施場所	実施回数	実施時間	実施内容
	定員	申込者数	参加者数	見込参加者数						
〇〇市	放課後児童健全育成事業									(1) クラブの開設日数 250日以上 (2) 児童数10~19人 かつ 女性児童20~29人 かつ 少子世帯48~55人 かつ 女性世帯11人~ かつ 土曜日活動 かつ 主婦時間開設 かつ ※実施期間 かつ ※実施回数 かつ (3) クラブの開設日数 200~249日 (4) 児童数20人~ かつ 女性世帯20人~ かつ 少子世帯48人
	放課後子ども課外活動事業									(1) 放課後児童クラブ施設使用事業 かつ (2) 放課後子ども課外活動事業 かつ (3) 児童健全育成事業
	放課後児童クラブ支援事業									(1) ボランティア育成事業 (2) 放課後児童の健全・安全対策事業 (3) 児童健全育成事業
	計									
〇〇市	放課後児童健全育成事業									(1) クラブの開設日数 250日以上 (2) 児童数10~19人 かつ 女性児童20~29人 かつ 少子世帯48~55人 かつ 女性世帯11人~ かつ 土曜日活動 かつ 主婦時間開設 かつ ※実施期間 かつ ※実施回数 かつ (3) クラブの開設日数 200~249日 (4) 児童数20人~ かつ 女性世帯20人~ かつ 少子世帯48人
	放課後子ども課外活動事業									(1) 放課後児童クラブ施設使用事業 かつ (2) 放課後子ども課外活動事業 かつ (3) 児童健全育成事業
	放課後児童クラブ支援事業									(1) ボランティア育成事業 (2) 放課後児童の健全・安全対策事業 (3) 児童健全育成事業
	計									
南村合計 (〇〇市+〇〇市)										児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ施設使用事業 放課後子ども課外活動事業 児童健全育成事業 ボランティア育成事業 放課後児童の健全・安全対策事業 児童健全育成事業

※実施する南村別において、適宜記入欄を省略すること。

(3) 南村分
- 放課後児童健全育成事業等

区分	児童数				事業種別	実施期間	実施場所	実施回数	実施時間	実施内容
	定員	申込者数	参加者数	見込参加者数						
〇〇市	放課後児童健全育成事業									(1) クラブの開設日数 250日以上 (2) 児童数10~19人 かつ 女性児童20~29人 かつ 少子世帯48~55人 かつ 女性世帯11人~ かつ 土曜日活動 かつ 主婦時間開設 かつ ※実施期間 かつ ※実施回数 かつ (3) クラブの開設日数 200~249日 (4) 児童数20人~ かつ 女性世帯20人~ かつ 少子世帯48人
	放課後子ども課外活動事業									(1) 放課後児童クラブ施設使用事業 かつ (2) 放課後子ども課外活動事業 かつ (3) 児童健全育成事業
	放課後児童クラブ支援事業									(1) ボランティア育成事業 (2) 放課後児童の健全・安全対策事業 (3) 児童健全育成事業
	計									
〇〇市	放課後児童健全育成事業									(1) クラブの開設日数 250日以上 (2) 児童数10~19人 かつ 女性児童20~29人 かつ 少子世帯48~55人 かつ 女性世帯11人~ かつ 土曜日活動 かつ 主婦時間開設 かつ ※実施期間 かつ ※実施回数 かつ (3) クラブの開設日数 200~249日 (4) 児童数20人~ かつ 女性世帯20人~ かつ 少子世帯48人
	放課後子ども課外活動事業									(1) 放課後児童クラブ施設使用事業 かつ (2) 放課後子ども課外活動事業 かつ (3) 児童健全育成事業
	放課後児童クラブ支援事業									(1) ボランティア育成事業 (2) 放課後児童の健全・安全対策事業 (3) 児童健全育成事業
	計									
南村合計 (〇〇市+〇〇市)										児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ施設使用事業 放課後子ども課外活動事業 児童健全育成事業 ボランティア育成事業 放課後児童の健全・安全対策事業 児童健全育成事業

※実施する南村別において、適宜記入欄を省略すること。

改 正 案

現 行

別表3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
(1) 都道府県分 現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分
①放課後児童指導員等資質向上事業 現行のとおり(略)
②放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり(略)

㉔ 事業実績(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉕ 事業実績(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉖ 事業実績(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉗ 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉘ 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計		職業属性	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
合 計	クラブ			時間	()	()	()	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「分割」欄は、年度の途中でクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注4)「利用者に対するニーズ調査」欄は、ニーズの項目について条件を満たしている調査に○を記入すること。
1. 全ての利用児童の保護者を対象とし、欄々に利用希望を採取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、休日、夏休み等)ごとの利用を採取すること。
3. 事業実施年度における利用希望を採取すること。
(注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。
(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、利用児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。
(注7)「利用者に対するニーズ調査」は有効料において6年間保存すること。

別表3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分
①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)
②放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

㉔ 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉕ 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉗ 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

㉘ 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計		職業属性	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	時~時 (長期休業日等時~時)		()	()	()				
合 計	クラブ			時間	()	()	()	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均時間数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、児童数を内数で記入すること。
(注3)「分割」欄は、年度の途中でクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注4)「利用者に対するニーズ調査」欄は、ニーズの項目について条件を満たしている調査に○を記入すること。

改 正 案

現 行

h 事業実績 総括表(a~gの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g		a~g 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

年度途中開設クラブ (分限を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 事業実績 総括表(a~gの計)

		実施か所数							開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a~d 小計	e	a~g 合計	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案	現 行
-------	-----

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
合計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらが該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名	施設名	設置 主体	運営 主体	購入備品等の内容
①	②	③	④	⑤
合計		か所 公私	か所 公私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり（略）

(削除)

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業（略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注) 事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

d 障害児受入推進事業

(略)

改 正 案

現 行

(3) 市町村分
①放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり (略)

c 事業実績(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

d 事業実績(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

e 事業実績(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

f 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

g 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長時間開設の平日分	児童数			分割	利用者に対するニーズ調査	
		年間開設日数	開設時間 (時間) (長期休業日等時(時間))		1~3年	4~6年	計		児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()			
小計	クラブ			時間	人	人	人	か所		
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人			
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()			
小計	クラブ			時間	人	人	人	か所		
合計 (市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所		

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 (注4)「利用者に対するニーズ調査」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。
 1.すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
 (注5)「利用者に対するニーズ調査」欄(児童数)欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。
 (注6)「利用者に対するニーズ調査」欄(児童数)欄は、児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。
 (注7)「利用者に対するニーズ調査」欄(児童数)は市町村において5年間保存すること。

(3) 市町村分
①放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

d 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況		長時間開設の平日分	児童数			分割
		年間開設日数	開設時間 (時間) (長期休業日等時(時間))		1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()	
小計	クラブ			時間	人	人	人	か所
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時(時間))		()	()	()	
小計	クラブ			時間	人	人	人	か所
合計 (市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 事業実績 総括表(a~gの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	/
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
長期休暇分		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 事業実績 総括表(a~gの計)

		実施か所数							開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	/
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
長期休暇分		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案

現 行

② 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)

② 放課後子ども環境整備事業費 (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	新規・既存 クラブ別 ⑤		購入備品等の内容 ⑦
				新規・既存	既存クラブのうち、更新・追加別	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	新規・既存 クラブ別 ⑤		購入備品等の内容 ⑦
				新規・既存	既存クラブのうち、更新・追加別	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
小計		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

(注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。

(注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)

改 正 案

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

(削除)

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり (略)

c 障害児受入推進事業

現行のとおり (略)

現 行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

(略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

d 障害児受入推進事業

(略)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙I 5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JK A若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(13) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(9)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(9)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JK A若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>

平成22年度 児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(15) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(14)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>	<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>

改 正 後

現 行

別表

別表

算 定 基 準

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施設 整備費	創 設 及 改 築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 370,600円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 555,952千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 32,298千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 24,740千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 48,656千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 64,914千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,504千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,849千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 104,240千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,563千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施設 整備費	創 設 及 改 築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 364,000円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 546,122千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 31,727千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 24,303千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 47,796千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 63,766千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,124千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,728千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 102,397千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,518千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>

改 正 後				現 行			
		<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>4, 633</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 <u>上限3, 824</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>			<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>4, 551</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 <u>上限3, 756</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4, 633</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル当たり単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4, 551</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4, 633</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4, 551</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 9 , 7 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 7 , 4 0 0 円	

改 正 後	現 行
<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 内示年月日</p> <p>ウ 契約年月日</p> <p>エ 着工年月日</p> <p>オ 完成年月日</p> <p>カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 契約年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 2</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別 イ 内示年月日 ウ 契約年月日 エ 着工年月日 オ 完成年月日 カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>	<p>別紙 2</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙4</p> <p>別紙(2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 内示年月日 ウ 契約年月日 エ 着工年月日 オ 完成年月日 カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙4</p> <p>別紙(2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画 ア 直営・請負の別 イ 契約年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙6</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 内示年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(4)～(5)省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙6</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日</p> <p>(4)～(5)省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 7</p> <p>別紙 (2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日 イ 内示年月日 ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙 7</p> <p>別紙 (2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後

現 行

別紙 9

別紙 (2)

事 業 実 績 報 告 書

1 対象施設の概要

省略

2 施設整備費に係る事業内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 内示年月日
ウ 着工年月日
エ 完成年月日
オ 事業開始年月日

(添付書類)

省略

別紙 9

別紙 (2)

事 業 実 績 報 告 書

1 対象施設の概要

省略

2 施設整備費に係る事業内容

(1) ~ (2) 省略

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 完成年月日
エ 事業開始年月日

(添付書類)

省略

改 正 後	現 行
<p>別紙15</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p style="text-align: center;">平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった児童厚生施設等整備費補助金について、交付要綱8(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(要国庫補助金等返還相当額) 金 円</p> <p>3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p>別紙15 (新設)</p>

平成22年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 核家族化の進行、<u>児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 <u>削 除</u> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) <u>削 除</u> (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) <u>削 除</u> (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) <u>削 除</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別添1 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 <u>少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 (1) <u>児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)</u> (2) <u>児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)</u> (3) <u>児童ふれあい交流支援事業 (内容については、別添3のとおり)</u> (4) <u>民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)</u> (5) <u>児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)</u> (6) <u>児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添6のとおり)</u> (7) <u>地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添7のとおり)</u> (8) <u>地域組織活動育成事業 (内容については、別添8のとおり)</u> (9) <u>地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱 (略)</p> <p>別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>

改正後

現行

1 目的 ～ 2 実施主体 (略)

1 目的 ～ 2 実施主体 (略)

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)

4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)

削除

別添3 児童ふれあい交流支援事業実施要綱 (略)

別添2 民間児童館活動事業実施要綱

別添4 民間児童館活動事業実施要綱

1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)

1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)

3 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

本事業は、(1)～(4)と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、次世代育成支援対策

3 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとし

改 正 後	現 行
<p data-bbox="286 308 1115 376"><u>交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第112800号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="165 528 860 560">別添3 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="190 603 275 635"><u>削 除</u></p> <p data-bbox="165 675 810 707">別添4 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="165 746 712 778">別添5 地域組織活動育成事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="190 821 275 853"><u>削 除</u></p>	<p data-bbox="1294 308 2040 339"><u>て参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1294 344 2128 448"><u>なお、本事業は、（１）～（４）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1173 528 1868 560">別添5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 600 1778 632"><u>別添6 児童ふれあい交流促進事業実施要綱（略）</u></p> <p data-bbox="1173 671 1816 703">別添7 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 743 1718 775">別添8 地域組織活動育成事業実施要綱（略）</p> <p data-bbox="1173 815 1727 847"><u>別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱（略）</u></p>

平成22年度 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(1) 児童環境づくり推進機構事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。</p>

(1) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(削除)

(2) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(削除)

(2) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童ふれあい交流支援事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(6) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(削除)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア (略)

イ (略)

(7) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(8) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得

ウ 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) (略)

(3) (略)

た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(4) (略)

(交付の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6

(1) (略)

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村(特別区を含む。)にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別

(2) (略)

に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2によ

助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

る申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人

児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (略)

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

改正後

現 行

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
	1 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要な経費	1/3
	2 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,799,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり899,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要な経費	1/3
	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,796,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり898,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

改 正 後

現 行

改 正 後				現 行				
児童の健全育成に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 2,968,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,484,000円とする)		児童の健全育成に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 2,963,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,481,000円とする)		
		3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 9,990,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり4,995,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費			5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,138,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,069,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	
		6 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,160,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費			6 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,160,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	
地域子育て支援に必要な経費	健全育成推進 事業費	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3	健全育成推進 事業費	7 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3
		5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3		8 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3
		9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費			9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費	

改 正 後

現 行

(イ)5日型
1か所当たり年額 4,355,000円×か所数
(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,390,000円)

(ウ)6～7日型
1か所当たり年額 5,154,000円×か所数
(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,881,000円)

イ 加算分

(7)出張ひろばの実施

1か所当たり年額 1,343,000円×か所数

(イ)地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額

1事業実施の場合 448,000円×か所数

2事業実施の場合 597,000円×か所数

3事業実施の場合 747,000円×か所数

4事業実施の場合 896,000円×か所数

(2) センター型

ア 5日型

1か所当たり年額 7,491,000円×か所数

イ 6～7日型

1か所当たり年額 8,002,000円×か所数

ウ 経過措置分(小規模型指定施設)

(ア)基本分

1か所当たり年額 2,576,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円)

(イ)保健相談等加算分

1か所当たり年額 1,352,000円

(週3回程度実施する場合に加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円)

(3) 児童館型

ア 基本分

1か所当たり年額 1,687,000円×か所数

イ 加算分

地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額 448,000円×か所数

(イ)5日型

1か所当たり年額 4,355,000円×か所数
(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,390,000円)

(ウ)6～7日型

1か所当たり年額 5,154,000円×か所数
(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,881,000円)

イ 加算分

(7)出張ひろばの実施

1か所当たり年額 1,343,000円×か所数

(イ)地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額

1事業実施の場合 448,000円×か所数

2事業実施の場合 597,000円×か所数

3事業実施の場合 747,000円×か所数

4事業実施の場合 896,000円×か所数

(2) センター型

ア 5日型

1か所当たり年額 7,491,000円×か所数

イ 6～7日型

1か所当たり年額 8,002,000円×か所数

ウ 経過措置分(小規模型指定施設)

(ア)基本分

1か所当たり年額 2,576,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円)

(イ)保健相談等加算分

1か所当たり年額 1,352,000円

(週3回程度実施する場合に加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円)

(3) 児童館型

ア 基本分

1か所当たり年額 1,687,000円×か所数

イ 加算分

地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額 448,000円×か所数

市町村児童環境づくり基盤整備事業費
地域子育て支援に必要な経費

市町村児童環境づくり基盤整備事業費
地域子育て支援に必要な経費

改正後

現行

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管		年金特別会計		児童手当及び子ども医療費		地方公共団体						備考
国		地方公共団体		国		地方公共団体		国		地方公共団体		
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	5%国庫補助金控除額	支出済額	5%国庫補助金控除額	円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (概要内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童育成事業推進等対策事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円		円	円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、活用増△減額等の区分を明記すること。

厚生労働省所管		年金特別会計		児童手当決定		地方公共団体						備考
国		地方公共団体		国		地方公共団体		国		地方公共団体		
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	5%国庫補助金控除額	支出済額	5%国庫補助金控除額	円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (概要内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童環境づくり推進経費 児童育成事業推進等対策事業費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円		円	円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、活用増△減額等の区分を明記すること。

改正後

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

現 行

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童環境づくり推進機基盤費			
児童育成事業推進等対策事業費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改正後

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
1 都道府県分

削除

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額 (⑤×1/2)	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額 (⑤×1/2)	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			④ 基準額	⑤ 国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)	⑥ 国庫補助額 (⑤×1/2)	注
	① 支出予定額	② 寄付金その他の収入額	③ 差引額 (①-②)				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

改正後

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市・中核市名	区分	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
		支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
長崎児童館活動事業費	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			
児童福祉施設併設型民間児童館事業費	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			
合計	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

現行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
	支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
	円	円	円	円	円	円

(3)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区分	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
		支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
長崎児童館活動事業費	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			
児童福祉施設併設型民間児童館事業費	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			
合計	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			

(3)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	区分	対象経費			基準額 (4)	国庫補助基本額 (2)と(4)を比較して少ない方の額 (5)	国庫補助額 (6)
		支出予定額 (1)	交付金その他の収入額 (2) - (3)	差引額 (1) - (2) = (3)			
地域児童館活動推進事業費	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
		円	円	円			
合計	児童館活動	円	円	円	円	円	円
		円	円	円			
		円	円	円			

改正後

現行

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
〇〇市	児童環境づくり基盤整備事業費									(1)小児保健室 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									(2)児童センター 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
〇〇町	児童環境づくり基盤整備事業費									(1)小児保健室 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									(2)児童センター 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
計										児童環境づくり基盤整備事業費 5%、小児保健室 5%、児童センター 児童環境づくり基盤整備事業費

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		児童環境づくり基盤整備事業費		計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
〇〇市	児童環境づくり基盤整備事業費									(1)小児保健室 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									(2)児童センター 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
〇〇町	児童環境づくり基盤整備事業費									(1)小児保健室 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									(2)児童センター 5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
	児童環境づくり基盤整備事業費									5%、児童環境づくり4月未満 小児 小児
計										児童環境づくり基盤整備事業費 5%、小児保健室 5%、児童センター 児童環境づくり基盤整備事業費

改正後

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分
削除

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費

① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 _____ 名(うち常勤 _____ 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改正後

現行

(1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(3) - 1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
	児童ふれあい交流支援事業	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(3) - 2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
児童ふれあい交流支援事業		

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

(3)市町村児童環境づくり基金整備事業費 ア～ウ (略)

エ 園庭

オ 附設

(3)市町村児童環境づくり基金整備事業費 ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施名称	運営主任	運営種別	選定要項	実施場所 (所在地を記す)
				児童館 在所 児童センター 在所 その他 在所
会社			ア 児童 イ 児童 ウ 児童 エ 児童 オ 児童	児童館 在所 児童センター 在所 その他 在所

- (注1) 事業種別 実施する事業種別を記入すること
 (注2) 選定要項 下記の「番号」を記入すること
 児童児童のふれあい交流促進事業 → ア
 中・高学年児童環境づくり基金事業 → イ
 障害児のふれあい交流促進事業 → ウ
 障害児のふれあい交流促進事業 → エ
 障害児児童センター → オ
 (注3) 実施場所 選定要項に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 (1)(2)型

(市町村名)

No.	事業・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	名称(又は名称) (実施場所)	所在地 (郵便番号、都道府県からの記載)	施設種別	開設年月日	定員 客員員数	開設日数 (月 日)	土日開設 (月 日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	事業・委託・補助			児童センター	平成 年 月 日	員	月 日	月 日	時 分	
	事業の内実 (具体的に)	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て親子に関する相談、援助の提供 (3)地域の子育て推進協議会の開催 (4)子育て及び子育て支援に関する調査等の実施								
	出賃わらわの 事業の内実 No.	出賃わらわの名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号、都道府県からの記載)	施設種別	開設年月日	定員 客員員数	開設日数 (月 日)	土日開設 (月 日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	育 児			児童センター	平成 年 月 日	員	月 日	月 日	時 分	
				児童センター	平成 年 月 日	員	月 日	月 日	時 分	
		地域の子育て力を高める取組(ア～エ)に□をつける ア 中・高校生や大学生ボランティアの日常的な導入・養成を行う取組 イ 地域の高齢者や子育て世代と世代間の交流を積極的に推進する取組 ウ 父親のワークライフバランスの取組や父親の子育てに関するワークショップを開催する取組 エ 公民館、児童センター(児童館)、子育てセンター等の子育て関連施設が協賛する取組 職員が定期的に出勤し、必要に応じて育児相談を行う取組								
在所数	会社	在所								
	児童センター	在所								
	出賃わらわ	在所								

- (注1) 「事業・委託・補助の別」欄は「育 児」に□をつける。委託先又は補助先の場合は、「()」内に委託先又は補助先を記入する。
 (注2) 「広さの名称(実施場所)」欄は「出賃わらわの名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校、児童館等具体的な施設を記入すること。
 (注3) 「開設日数(時間数)」欄は、上段に週あたりの開設日数、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 (注4) 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 (注5) 「従業員数」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を算入して記入すること。

改正後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

No.	事業・施設・活動の種別 (委託先又は補助先)	センター型の名称 (事業・施設・種別)	所在地 (郵便番号、報道府県から記載)	開設後年	開設月日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間)	広 告 (㎡)
	事業・施設・活動 ()	()	〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	〇 月	〇 日	〇 日	〇時 〇分	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、 具体的な事業内容を記載)	(1)子育て親子の交流の場としての拠点 (2)子育てに関する相談、援助の拠点 (3)地域の子育て関連団体の拠点 (4)子育て及び子育て支援に関する購買等の拠点								実施者の状況 1. 実施者の数 〇人 2. うち専業主婦の数 〇人 3. 実施者の専任の人数 〇人(ボランティアスタッフ 〇人)
	地域支援活動 の活動内容									
	備 考									
	設 置 地 所									

- (注) 1. 「事業・施設・活動の種別」欄は必ず〇をつける。委託先が複数ある場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に設置所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設日数に〇をつけ、開設日数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 6. 「実施者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち専業主婦が何人いるか人数を両欄で記入すること。

改正後

現行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

(市町村名)

No.	指定施設の種類 (委託先又は補助先) (事業・委託・補助)	指定施設の名称 (事業・委託・補助)	所在地 (事業委託先・委託先住所)	開設年月日	定員数 (事業委託先)	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間)	広さ (㎡)
				平成 年 月 日	名	日	1. 月 時分 2. 無選別	㎡	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、 具体的な事業内容を記載)	(1)子育て支援に関する施設整備 (2)子育てセンター及び子育てボランティアの育成・支援 (3)地域の子育て支援の推進施設整備							
事業の状況	平成21年度 平成22年度	1. センター型に特許 2. ひろのくに特許 3. 小規模型指定施設として募集 4. その他()							
備考									
社									

- (注) 1. 「事業・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、「」内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従業者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を両欄で記入すること。
8. 「今後の事業実施予定」欄は、該当する項目を○で囲むこと。また、「その他」に該当する場合については、具体的な対応について記入すること。

改正後

現行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(表紙付名)

No.	委託・補助の種 〔委託先又は補助先〕	児童館等の名称 〔業 務 所 〕	所在地 〔郵便番号・都道府県の名称〕	開設年度	開設月日	延 べ 児童員数	開設日数 〔曜日〕	土日開設 〔土・日〕	開設時間 〔時間〕	延 べ 〔人〕
	〔 〕	〔 〕	〒		年 月 日	員	日	日	時 分	
		(1)子育て親子の交流の場の開設・運営の業務						2. 運営費		経費等の状況
		(2)子育て等に際する相談、援助の業務								① 委託の費(むらほ児童館)の状況 員 数
		(3)地域の子育て関連業務の推進								② 委託の費(むらほ児童館)以外の状況 ボランティアスタッフ 〔うち専任の員〕
		(4)子育て及び子育て支援に関する調査等の業務								員 数
		地域の子育てに関する業務の推進								
		受入人数	会社員〔人〕(専任)〔人〕(兼務)〔人〕(ボランティア)〔人〕(その他)〔人〕							
		計								

- (注)1.「委託・補助の種」欄はいずれかに○をつけ、「」内に委託先または補助先を記入する。
 2.「児童館等の名称(業務場所)」欄は、上段に児童館等の名称を、下段()内に実施児童館又は児童センターの名称を記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいない場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

No.	事業・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	センター型の名義 (支 店 兼 用)	所在地 (施設番号・施設名称から記載)	実施年度	開設年月日 平成 年 月 日	種 別 事業種別 月	開設日数 (曜日) ()	土日開設 (土・日) ()	開設時間 (時間数) 時～時 ()	備 考 (注)
								1. 月 開設 ()	2. 毎週開設 ()	
										事業の概要 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て親子に関する相談、援助の提供 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する購買物の提供 地域子育て拠点 の事業概要 備 考
										(1) 委託先等の事業 種 別 _____人 (1) 事業の種別 (2) 委託先等の事業 ボランティアスタッフ 以上等々の数 種 別 _____人

- (注) 1. 「事業・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、「」内に受任先または補助先を記入する。
 2. 「センター型の名義(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名義を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改 正 後

現 行

別紙様式3 (略)

別紙様式3 (略)

別紙様式4 (略)

別紙様式4 (略)

別表1 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

別表2 (略)

別紙様式5 (略)

別紙様式5 (略)

別紙様式6 (略)

別紙様式6 (略)

別紙様式7 (略)

別紙様式7 (略)

別紙様式8 (略)

別紙様式8 (略)

改正後

現 行

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①)④ 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童育成事業推進等対策事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①)④ 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童環境づくり推進推進事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改正後

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
1 都道府県分

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
1 都道府県分

削除

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(1) 児童環境づくり推進債借事業費

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	別表計算			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

改正後

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦
	実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
	円	円	円	円	円	円

別除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧
	実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
	円	円	円	円	円	円

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市・中核市名	区分	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧	備考
		実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	(1)の児童館のうち、事業実施期間6月未満 円 (2)児童センターのうち、事業実施期間6月未満 円
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費	円	円	円	円	円	円	児童福祉施設併設型児童館のうち、事業実施期間6月未満 円
合計		円	円	円	円	円	円	民間児童館活動事業費 円 うち、小児児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	区分	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧
		実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
		円	円	円	円	円	円

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦
	実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
	円	円	円	円	円	円

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧
	実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
	円	円	円	円	円	円

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧
	実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④			
	円	円	円	円	円	円

(3)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区分	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧	備考
		実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	(1)民間児童館のうち、事業実施期間6月未満 円 (2)児童センターのうち、事業実施期間6月未満 円
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費	円	円	円	円	円	円	児童福祉施設併設型児童館のうち、事業実施期間6月未満 円
合計		円	円	円	円	円	円	民間児童館活動事業費 円 うち、小児児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(3)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	区分	対価経費			基準単価④	国庫補助基本額 ⑤(②を比較して少ない方の額)⑥	国庫庫補助額 ⑦(⑤×1/3)⑧	備考
		実支出額①	交付金その他の収入額② (①-②)=③	差引額 (①-③)=④				
	地域児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	円
	地域子育て支援員派遣事業費	円	円	円	円	円	円	(1)125時間 基本分 -1-1自費 円(うち、公費 円) -1-2自費(継続事業型) 円 -1-3自費 円(うち、公費 円) -1-4自費(継続事業型) 円 -1-5自費(継続事業型) 円 -1-6自費(継続事業型) 円 -1-7自費(継続事業型) 円 -1-8自費(継続事業型) 円 5. 加算分 -出発までの準備 円 -帰りの準備 円 -帰りの準備 円 -1準備費 円 -2準備費 円 -3準備費 円 -4準備費 円 (2)センター -1自費 円(うち、公費 円) -1-1自費 円(うち、公費 円) 基本分 円(うち、公費 円) 5. 加算分 円 -準備費 円 (3)児童館型 円 うち、加算分 円
合計		円	円	円	円	円	円	民間児童館活動事業費 円 地域子育て支援員派遣事業費 円 うち、125時間 円 うち、センター型 円 うち、児童館型 円

改正後

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1) 削除

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 _____ 名(うち常勤 _____ 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改正後

現行

(1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(3) -1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
	児童ふれあい交流支援事業	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(3) -2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
児童ふれあい交流支援事業		

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(センター型)

活動計画

事業・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名称 〔事業場所〕	開設年月日 年 月 日	年取児童 月数	開設日数 〔曜日〕 週 日	上日開設 〔土・日〕 1. 月 即開設 2. 無選開設	開設時間 〔時間数〕 時 - 時	広 さ 〔㎡〕	従業員の状態 員数
								① 責任の重み状況 員数 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)								
								① 責任の重み状況 員数 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)								
所要員数 名								

1. 「事業・委託・補助の別」欄は「①」に記入し、委託先または補助先の欄には「①」内に委託先または補助先を記入する。
2. 「広さの名称(事業場所)」欄は、上段に広さの名称を、下段「①」内に開設地の宗寺名称、学校の名取地名など具体的に記入すること。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段「①」に開設日数を必ず記入すること。
4. 「上日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日には○を付け、開設日数を記入すること。
5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間数を、下段「①」内に時間数を必ず記入すること。
6. 「従業員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合は、ボランティアスタッフの人数を必ず個人ごとの人数を再掲で記入すること。

改正後

才 削除

現 行

才 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

(市町村名)

運営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	指定施設の系統 〔実施場所〕	開設年月日	経過措置 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ [㎡]	従事者の状況	備 考
運営・委託・補助		年 月 日	月	日 日	(土・日)	時～時		<input type="checkbox"/> 専任の職の配置 <input type="checkbox"/> 専任の職以外の配置 <input type="checkbox"/> ボランティアスタッフ <input type="checkbox"/> 従事者の数	
					1. 月 開設数 2. 無日開設	()			
運営・委託・補助		年 月 日	月	日 日	(土・日)	時～時		<input type="checkbox"/> 専任の職の配置 <input type="checkbox"/> 専任の職以外の配置 <input type="checkbox"/> ボランティアスタッフ <input type="checkbox"/> 従事者の数	
					1. 月 開設数 2. 無日開設	()			
合計	合計								

- (注) 1. 「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段〔 〕内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
 4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段〔 〕に開設曜日を必ず記入すること。
 5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段〔 〕内に時間数を必ず記入すること。
 7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(所在地名)

「委託先または補助先」	「委託先または補助先」	開設年月日	生原事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 告 (回)	運営者の状況	備 考
直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時 - 時		<input type="checkbox"/> 責任者の状況 職 員 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人	
直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時 - 時		<input type="checkbox"/> 責任者の状況 職 員 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人	
直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時 - 時		<input type="checkbox"/> 責任者の状況 職 員 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人 <input type="checkbox"/> 運営者の状況 ボランティアスタッフ 人	
小計									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、「」内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に設置所などの実施場所を記入すること。
 3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
 4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 7. 「運営者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を両欄で記入すること。

改正後

現 行

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)
エ 削除

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施年度	実施主体	事業数	選択事業	実施場所 (実施年度「ア」に記入)
				児童館 〆所 児童所 〆所 児童センター 〆所 その他 〆所
会社			ア 事業 イ 児童館 ウ 児童所 エ 児童センター オ 事業	〆所 〆所 〆所 〆所 〆所

(注1) 事業数欄：実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄：下記の「番号」を記入すること
 年長児童の来ちゃん出あい交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親子の食育セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄：選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

改正後

現行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち出張ひろばに兼務する職員) _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	出張ひろば 直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	出張ひろば 直営・委託・補助		年 月 日	水	週 日	(土・日)	時～時		<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エについて、実施した取組について全て記入)										
か所数計	合 社 事務所									
	ひろば型 事務所									
	出張ひろば 事務所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的な実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。
 6. 必要に応じ、備考欄に詳細を記入すること。

改 正 後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別	センター型の名称	開設年月日	年間事業 月数	開設日数	土日開設	開設時間 (時間数)	広 場 (㎡)	従事者の状況	備 考
	(委託先または補助先)	(実施場所)			(曜日)					
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち保育士の数) _____人	
					()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()			
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち保育士の数) _____人	
					()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()			
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
か所数社		か所								

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改 正 後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

市町村名

No.	運営・委託・補助の別	指定施設の名称	開設年月日	年間要 意 月数	開設日数	土日開設	開設時間 (時間数)	広 大 (㎡)	従事者の状況	備 考
	(委託先または補助先)	(実施場所)			(曜日)					
	運営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		
	運営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		
お所数計		お所								

- (注) 1. 「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段〔 〕内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段〔 〕に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段〔 〕内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

市町村名

No.	運営・委託・補助の別	児童館型の名称	開校年月日		年間運営 月数	開校日数 (曜日)	土日開校	開校時間 (時間数)	広さ [㎡]	従事者の状況	備 考
	(委託先または補助先)	(実施場所)	年 月 日	年 月 日	月	(日)	(日)	時～ 時			
	委託・補助		年 月 日	年 月 日	月	週 日	(日)			<input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)の状況 職 員 _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 ひらば学生の数 _____人	
	[]	[]				()	1. 月 回開校 2. 毎週開校	()		<input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)の状況 職 員 _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 ひらば学生の数 _____人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況											

在所数計 合 計 在所

- (注)1.「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、「」内に委託先または補助先を記入する。
- 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
- 3.「開校日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開校日数を、下段()に開校曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開校(土・日)」欄は、土・日における開校曜日に○をつけ、開校回数を記入すること。
- 5.「開校時間(時間数)」欄は、上段に開校時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
- 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を専横で記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

- 別紙様式9 (略)
- 別表1 (略)
- 別表2 (略)
- 別紙様式10 (略)
- 別表 (略)

別紙様式11

4 社会福祉法人等分 (略)

- 別紙様式9 (略)
- 別表1 (略)
- 別表2 (略)
- 別紙様式10 (略)
- 別表 (略)